

税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書（その2）

各都道府県・市町村ごとに加算する税額控除超過額相当額の明細

政令第9条の7第4項ただし書の規定の適用の有無			有・無	政令第48条の13第5項ただし書の規定の適用の有無		有・無
事務所又は事業所			従業者数又は補正後の従業者数	各都道府県ごとに加算する税額控除超過額相当額	従業者数又は補正後の従業者数	各市町村ごとに加算する税額控除超過額相当額
名称	所在地			(10)		(11)
特別区以外			人	円	人	円
	小計		(12)		(13)	
特別区			(9)(イ)-(12)		(9)(ロ)-(13)	
合計						